

お知らせ

令和6年3月18日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

2024年4月、建設業の時間外労働時間の 上限規制適用に向け

『建設現場の働き方改革』を支援

支援メニュー①「土木工事書類スリム化の手引き」策定

支援メニュー②「建設現場の働き方改革相談窓口」開設

中国地方整備局では、建設現場の働き方改革を推進しています。

その一環として、工事書類のスリム化を図り、受注者の工事書類作成の一助となる、『土木工事書類スリム化の手引き』を作成しました。

さらに、『中国地方の建設現場の働き方改革相談窓口』を開設し、建設現場での相談事、ご意見を広く受け付けます。

■「土木工事書類スリム化の手引き」の位置付け

中国地方整備局の発注工事^{※1}では、『土木工事共通仕様書』及び『土木工事書類作成マニュアル』に基づき工事関係書類を作成していますが、本手引きは、工事関係書類作成の役割分担や提出不要な書類を明確にしたものです。

受注者（現場の土木技術者）及び発注者（監督職員）の双方がこの手引きを活用することで、「工事書類のスリム化」「タイパ」が向上し、建設現場の就労環境改善に繋がることを期待しています。

※1）港湾空港関係工事、営繕関係工事は除く。

■「中国地方の建設現場の働き方改革相談窓口」は、働き方改革を進めるにあたり建設現場での困り事、相談事、ご意見、ご要望を受け付けるものです。

「土木工事書類スリム化の手引き」の改善のご意見・ご要望も受け付けます。

< 問い合わせ先 > 国土交通省 中国地方整備局 082-221-9231（代表）

企画部 総括技術検査官

かたよせ ひでき
片寄 秀樹（内線3130）

企画部 技術管理課 課長補佐

すぎはら よしかず
杉原 義和（内線3313）

背景

令和6年4月からの建設業の時間外労働時間上限規制適用を控え、受注者（特に現場技術者）の時間外労働の削減や休日確保などの「建設現場の働き方改革」が急務となっています。

また、将来にわたる社会資本整備の担い手確保のためにも建設現場の働き方改革は喫緊の課題となっています。

「土木工事書類スリム化の手引き」のポイント

「土木工事書類スリム化の手引き」の策定により、書類の簡素化（スリム化）、作成書類の役割分担の明確化、ICTの活用を図り、「建設現場の働き方改革」を推進します。

1. 工事書類の原則電子化と情報共有システムの活用
2. 書類作成の受・発注者の役割分担を明確化
3. 遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施
4. 書類限定検査の原則適用
5. 作成・提出不要な書類の事例集

今回、関係業団体のご意見を伺い、手引きに取り入れました。

今後も工事受注者、関係業団体、監督職員など利用者のご意見・ご要望を踏まえ、土木工事共通仕様書改定に合わせてアップデートしていきます。



◀ 「土木工事書類スリム化の手引き」

<https://www.cgr.mlit.go.jp/corporate/manual/index.html>

『中国地方の建設現場の働き方改革相談窓口』 ▶

<https://www.cgr.mlit.go.jp/soudanshitsu/index.html>

